

島根県立大学出雲キャンパス動物実験規程

平成30年4月1日
島根県立大学規程第151号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、研究機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）第2条第2項の規定に基づき、島根県立大学出雲キャンパス（以下「本学」という。）における動物実験等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 本学における動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、基本指針及び動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議策定。以下「ガイドライン」という。）その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験の原則である代替法の利用(Replacement：科学上の利用の目的を達することができる範囲内において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減(Reduction：科学上の利用の目的を達することができる範囲内において、できる限り使用する動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び苦痛の軽減(Refinement：科学上の利用の目的を達することができる範囲内において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってすることをいう。)の3Rに基づき、適正に行わなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用又はその他の科学上の用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験の利用に供するため、第5号に定める施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し、又は動物実験等を行う施設、設備をいう。
- (4) 実験室 実験動物に実験操作(実験操作のため実験動物を48時間以内において一時的に保管する場合を含む。)を行う動物実験室をいう。

- (5) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (6) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (8) 管理者 実験動物及び施設等を管理するキャンパスの副学長をいう。
- (9) 施設等管理者 施設等の管理を担当し、施設等を設置又は変更（以下「設置等」という。）する場合にその責任者となる者をいう。
- (10) 実験動物管理者 飼養保管施設において、当該飼養保管施設における実験動物を管理する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 動物実験実施者等 動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

（適用範囲）

第4条 この規程は、本学において実施される動物の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合は、当該委託先において動物実験等が指針等に基づき適正に実施されることを確認しなければならない。

第2章 動物実験委員会

（動物実験委員会）

第5条 本学に、次の各号に掲げる事項について、学長の諮問に応じて調査し、及び審議するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) この規程の改廃に関すること。
- (2) 実験計画並びに当該実験計画の実施状況及び実施結果の適正性に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。
- (4) 動物実験等の実施に係る教育訓練に関すること。
- (5) 動物実験等の実施に係る自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施に関し必要なこと。

- 2 委員会は、審議結果を学長に報告するものとする。この場合において、実験計画が適正に実施されていないと認めるときは、実験の中止その他必要な措置について具申することができる。

（委員の構成）

第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- ア 動物実験に係る経験若しくは知識を有する教員 4 名
 - イ ア以外の教員 2 名
 - ウ 事務室職員 1 名
- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員長等)

第 7 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。
- (議事)

第 8 条 会議は、委員の過半数の出席により成立し、出席者の 3 分の 2 以上をもって決する。

- 2 委員は、自らが動物実験責任者となる実験計画の審査に加わることができない。
- 3 委員は、実験計画の内容その他職務上知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、出雲キャンパス事務室管理課において処理する。

第 3 章 動物実験等の実施

(動物実験計画の申請)

第 10 条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画承認申請書(様式第 1 号)により、学長の承認を得なければならない。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性。
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減に配慮して、動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等(致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等)を行う場合は、動物実験等を計画する段階において、人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミングをいう。)の設定を検討すること。
- 2 動物実験責任者は、実験計画を変更・追加する場合は、前項各号に掲げる事項を踏まえ、動物実験計画(変更・追加)承認申請書(様式第 2 号)により、当該変更後の動物実験計画を学長に申請し、その承認を得なければ

ならない。

- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験を行うことができない。

(実験計画の承認等)

第11条 学長は、前条の申請があったときは、委員会の審査を経て、その承認又は不承認を決定し、動物実験責任者に通知するものとする。

- 2 学長は、委員会から動物実験の中止その他必要な措置について具申を受けたときは、当該動物実験責任者にその実験の中止等を命ずることができる。

(動物実験等の実施)

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、指針等、動物実験計画書に記載された事項及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第15条及び第17条の規定により承認を得た施設等において動物実験を行うこと。
- (2) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の使用。
- (3) 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮。
- (4) 適切な術後管理。
- (5) 適切な安楽死の方法の選択
- (6) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組み替え生物等を用いる実験については、関係法令及び本学の規程等に従うこと。
- (7) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあつては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

(実験実施後の報告)

第13条 動物実験責任者は、動物実験計画を終了し、又は中止したときは、動物実験等(終了・中止)報告書(様式第3号)により、学長に報告しなければならない。

(実験終了後の処置等)

第14条 動物実験責任者は、実験を終了又は中止した後、動物を処分する場合は、致死量以上の麻酔薬の投与又は頸椎脱臼等によって、苦痛を与えないよう速やかに処置しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、動物の死体については、人及び他の実験動物の健康及び生活環境を損なうことがないように、適切に処置しなければならない。

第4章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第15条 施設等管理者は、飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、飼養保管施設設置承認申請書(様式第4号)により、学長に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 施設等管理者は、あらかじめ学長の承認を得た後でなければ、当該飼養保

管施設での飼養若しくは保管又は動物実験を行うことができない。

(施設等の要件)

第16条 飼養保管施設の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造とすること。
- (2) 動物種及び飼養保管数に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床及び内壁等の清掃及び消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音又は廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の設置)

第17条 施設等管理者は、実験室を設置（変更を含む。）する場合は、実験室設置承認申請書（様式第5号）により、学長に申請し、その承認を得なければならない。

2 施設等管理者は、あらかじめ学長の承認を得た後でなければ、当該実験室での動物実験等（一時保管を含む。）を行うことができない。

(実験室の要件)

第18条 実験室の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃又は消毒が容易な構造であること。
- (2) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走した場合にも捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (3) 臭気、騒音又は廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること。

(施設等の維持管理等)

第19条 施設等管理者は、承認された施設の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第20条 施設等を廃止する場合は、施設等管理者は、施設等廃止届（様式第6号）を学長に届け出なければならない。

2 飼養保管施設を廃止する場合は、施設管理者は、必要に応じて実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第5章 実験動物の飼養及び保管

(実験動物の健康及び安全の保持)

第21条 動物実験実施者等は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第22条 管理者は、実験動物の導入に当たっては、関係法令、指針等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。

3 動物実験実施者等は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養保管する場合は、その組み合わせを考慮して収容しなければならない。

4 実験動物管理者は、実験動物の飼育環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

第23条 動物実験実施者等は、実験動物の生理、生態及び習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(実験動物の健康管理)

第24条 動物実験実施者等は、実験目的以外の傷病又は疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 動物実験実施者等は、実験目的以外の傷病又は疾病に罹患した場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(記録の保管)

第25条 管理者は、実験動物の入手先、飼育歴及び病歴等に関する記録を整備し、保管しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

(譲渡の際の情報提供)

第26条 動物実験責任者は、実験動物を譲渡する場合は、当該譲渡を受ける者に対し、必要な情報を提供しなければならない。

(輸送)

第27条 動物実験実施者は、実験動物の輸送に当たっては、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止、輸送容器からの逸走防止に努めなければならない。

第6章 安全管理

(危害の防止)

第28条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めておかななければならない。

2 管理者は、有害動物等人に害を加えるおそれがある実験動物を飼養保管する場合は、人への危害防止のため、必要な事項を定めておかななければならない。

3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対して実験動物由来の感染症を予防し、並びに実験動物による咬傷等を防止するとともに、発生時には速やかに必要な措置を講じなければならない。

4 管理者は、実験動物の飼養や動物実験実施に関係のない者が実験動物に接触することがないように必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第29条 管理者は、地震又は火災等の緊急時にとるべき措置をあらかじめ定め、関係者に周知するとともに、緊急事態が発生したときは速やかに、実験動物の逸走による危害防止と実験動物の保護に努めなければならない。

第7章 教育訓練

(教育訓練)

第30条 動物実験実施者等は、次の各号に掲げる事項について教育訓練を受けなければならない。

(1) 関係法令、指針等及び本学の定める規程等に関すること。

(2) 動物実験等の方法等に関する基本的事項に関すること。

(3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項に関すること。

(4) 安全確保及び安全管理に関する事項に関すること。

(5) その他動物実験等の適切な実施に関し必要と認められる事項に関すること。

2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録保存するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第8章 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第31条 委員会は、動物実験の実施に関し、この規程への適合性に係る自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

2 委員会は、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者その他関係者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

3 前2項に掲げるもののほか、自己点検・評価の実施に必要な事項は、委員会が別に定める。

第9章 情報公開

(情報公開)

第32条 本学における動物実験に関する規程及び実験動物の飼養保管記録その他動物実験に関する情報を毎年1回程度、本学のホームページ等で公開するものとする。

第10章 雑則

第33条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

動物実験計画承認申請書

島根県立大学学長 様

下記の動物実験計画により動物実験を実施したいので承認願います。

動物実験責任者名

学科名

職名 氏名

島根県立大学動物実験計画

研究課題	
研究目的	

	氏名	学科名	職名	動物実験の経験等
動物実験責任者名				教育訓練の有・無
動物実験実施者名				教育訓練の有・無
				教育訓練の有・無
				教育訓練の有・無
				教育訓練の有・無

実験実施期間	承認後 ～ 平成 年 月				中止・終了等	平成 年 月 日	
飼養保管施設及び実験室	飼養保管施設				実験室		
	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備考
動物種等							

研究計画と方法	研究概要 (研究計画とその方法について、その概要を記入する。)
	予定する使用動物数 (種・系統別)
	動物実験の方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性を持たせる。)

特殊実験区分 (該当項目全てに ■)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 感染実験 安全度分類： <input type="checkbox"/> B S L 1 <input type="checkbox"/> B S L 2 <input type="checkbox"/> B S L 3 2. 遺伝子組み替え動物使用実験 区分 <input type="checkbox"/> P 1 A <input type="checkbox"/> P 2 A <input type="checkbox"/> P 3 A 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 4. 化学発癌・重金属実験				
動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<table border="1"> <tr> <td>1. 試験・研究 2. 教育・訓練 3. その他</td> <td>動物実験を必要とする理由 (選択項目を■)</td> <td><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></td> <td>1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった 3. その他 ()</td> </tr> </table>	1. 試験・研究 2. 教育・訓練 3. その他	動物実験を必要とする理由 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった 3. その他 ()
1. 試験・研究 2. 教育・訓練 3. その他	動物実験を必要とする理由 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった 3. その他 ()			
想定される苦痛の カテゴリ (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいは全く不快感を与えないと思われる実験。 2. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレス又は痛み（短時間持続するもの）を伴うと思われる実験。 3. 脊椎動物を用い、動物に対して回避できない重度のストレス又は痛み（長時間持続するもの）を伴うと思われる実験。 4. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い又はそれ以上の痛みを与えらると思われる実験。				
動物の苦痛軽減 排除の方法 (該当項目全てに ■)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 2. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入) 3. 動物が耐え難い痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 4. その他 (具体的に記入)				
安楽死の方法 (該当項目全てに ■)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 麻酔薬等の使用 (具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入) 2. 炭酸ガス 3. 中枢破壊 (具体的に記入) 4. 安楽死させない (その理由を記入)				
動物死体の処 理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	1. 大学内で焼却 2. 外部業者に委託 3. その他 (具体的に記入)				
その他必要又 は参考事項	(過去の動物実験計画承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)					

委員会記入欄	審査終了平成年月日
	修正意見等
学長承認欄	審査結果 <input type="checkbox"/> 本実験は、島根県立大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等) <input type="checkbox"/> 本実験は、島根県立大学における動物実験規程等に適合しない。
	承認 平成 年 月 日 本実験計画を承認します。 承認番号 第 号 島根県立大学学長

(様式第2号)

平成 年 月 日

動物実験計画 (変更・追加) 承認申請書

島根県立大学学長 様

動物実験責任者名

学科名

職名 氏名 ,

承認番号 の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1 変更・追加事項

(実験内容、動物実験責任者及び実験動物種の変更の場合は、「動物実験計画書」を新たに提出すること。)

(1) 動物実験実施者の変更・追加

(2) その他

2 変更・追加等の理由

(様式第3号)

平成 年 月 日

動物実験等（終了・中止）報告書

島根県立大学学長 様

動物実験責任者名

学科名

職名 氏名，

承認番号 の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止しましたので報告します。

記

- 1 実験（終了・中止）年月日 平成 年 月 日
- 2 実験動物の処分年月日 平成 年 月 日
- 3 実験動物種及び総使用動物数
- 4 備考

(様式第4号)

平成 年 月 日

飼養保管施設設置承認申請書

島根県立大学学長 様

申請者

職名 氏名 ,

島根県立大学出雲キャンパス動物実験規程第15条の規定に基づき、下記の飼養保管施設設置の承認について申請します。

1 飼養保管施設の名称	名称： 棟名： 室番号：
2 施設の管理体制	(飼養保管施設の管理者) 学科名 職名 氏名
	(実験動物管理者) 学科名 職名 氏名 関連資格： 経験年数：
	(飼養者) 学科名 職名 氏名 関連資格： 経験年数：
3 施設の概要	(1) 建物の構造 (2) 空調設備 <input type="checkbox"/> 有 °C <input type="checkbox"/> 全外気 <input type="checkbox"/> 部分外気 <input type="checkbox"/> 循環 <input type="checkbox"/> 無 (3) 飼養保管する実験動物種 (4) 飼養保管設備 <input type="checkbox"/> クリーンラック <input type="checkbox"/> 飼育棚 <input type="checkbox"/> その他 () 最大収容匹数 匹 (5) 逸走防止策 <input type="checkbox"/> 扉の施錠 <input type="checkbox"/> 全室 <input type="checkbox"/> 窓や排水口の封鎖 <input type="checkbox"/> ねずみ返し <input type="checkbox"/> () (6) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備、器具を記載) (7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

<p>4 特記事項 (例：化学的危険物や病原体を扱う場合等の設備構造の有無)</p>		
<p>5 委員会記入欄</p>	<p>調査日 平成 年 月 日</p> <p>調査結果 <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規定に適合する。 (条件等 改善後、使用開始すること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規定に適合しない。</p> <p>意見等</p>	
<p>6 学長承認欄</p>	<p>承認年月日</p>	<p>平成 年 月 日</p>
<p>申請を承認します。</p> <p>承認番号 第 号</p> <p>島根県立大学学長</p>		

添付資料

1. 施設の位置を示す図面
2. 施設の平面図

(様式第5号)

平成 年 月 日

実験室設置承認申請書

島根県立大学学長 様

申請者
職名 氏名 ,

島根県立大学出雲キャンパス動物実験規程第17条の規定に基づき、下記の実験室設置の承認について申請します。

1 実験室の名称	名称： 棟名： 室番号：
2 実験室の管理体制	(実験室の管理者) 学科名 職名 氏名
3 実験室の概要	(1) 実験室の面積 m ² (2) 実験に使用する実験動物種 (3) 逸走防止策 □扉の施錠 □全室 □窓や排水口の封鎖 □ねずみ返し その他 () (4) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備、器具を記載) (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4 特記事項 (例:化学的危険物や病原体を扱う場合等の設備構造の有無)	
5 委員会記入欄	調査日 平成 年 月 日 調査結果 □申請された飼養保管施設は規定に適合する。 (条件等 改善後、使用開始すること。) □申請された飼養保管施設は規定に適合しない。 意見等
6 学長承認欄	承認年月日 平成 年 月 日 申請を承認します。 承認番号 第 号 島根県立大学学長

添付資料

1. 実験室の位置を示す図面
2. 実験室の平面図

(様式第 6 号)

平成 年 月 日

施設等（飼養保管施設・実験施設）廃止届

島根県立大学学長 様

申請者

職名 氏名 ,

島根県立大学出雲キャンパス動物実験規程第 19 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

1 変更・廃止する施設の名称	(承認番号)
2 施設の管理者	学科名 職名 氏名
3 変更・廃止年月日	平成 年 月 日
4 変更・廃止内容	
5 変更・廃止理由	
6 廃止時に残存する飼養保管動物の措置（施設の場合）	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 措置の内容 <input type="checkbox"/> 無
7 特記事項	
8 委員会記入欄	調査日 平成 年 月 日 調査結果 <input type="checkbox"/> 申請された施設の廃止を確認した。 <input type="checkbox"/> 申請された施設の廃止を確認できなかった。 意見等
9 学長承認欄	平成 年 月 日 申請を承認します。 承認番号 第 号 島根県立大学学長